

第 9 回

富里市農業委員会議事録

令和 5 年 9 月 7 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第9回）

日 時 令和5年9月7日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

3 議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（諮問） 4

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（7名）

2番 田口 榮一

3番 秋元 和子

4番 森田 孝子

5番 伊井 義則

6番 塩澤 英一

7番

津田 博明

8番 相川 克義

欠席（1名）

1番 関 利之

◎開 会

議 長 これより令和5年第9回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午前 10時35分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。 秋元 和子 君、森田 孝子 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明をいたします。本案件につきましては、8月21日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画についての適否の判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の2ページに、3年 新規で畑1筆、2,200平方メートル。次第の3ページに、10年新規で畑4筆、9,803平方メートル。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法改正に伴う農地利用集積計画に関する経過措置により、各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第2号

議長 次に、日程第3 議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてを議題とします。

説明員の入室のため、しばらく休憩します。

(午前 10時38分)

(農政課担当者入室)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時38分)

農政課、平山課長補佐の説明を求めます。

平山課長補佐。

平山課長補佐 はい、議長。

農政課農業振興班、平山と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、ご説明をいたします。まず、本基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、農業を担う者の確保及び育成に関すること、農地の効率的な利用に関する記載事項等が追加されたことから、構想の改正をさせていただくものです。同法第6条の規定によりまして、千葉県が改正いたします基本方針に則した内容での改正ということで、今回、ご提案させていただいております。基本構想に定める事項につきましては、基盤強化促進法に定められておりまして、千葉県の基本方針と整合を図っております。また、本基本構想の策定がなければ経営改善計画の承認ができないため、認定農業者の認定が行えず、経営規模の拡大や効率化等をめざす農業者の不利益となってしまうものです。基本構想の資料5ページをご覧ください。今回の改正では、効率的で安定的な農業形態の育成目標といたしまして、主たる従事者1人当たりの年間所得が520万円以上、年間労働時間が1,800時間から2,000時間としておりまして、他産業なみの年間労働時間によって、他産業と遜色ない生涯所得を実現できる年間所得という形での設定となっております。15ページからは、農業経営の規模、生産方式や経営管理の方法などについて、営農の類型ごとに指標をお示しさせていただいております。本指標は、先程の主たる従事者の所得目標520万円程度に加えまして、後継者等の一定所得が可能となるよう、1経営体当たりといたしまして、750万円程度の所得を目安という形でのお示しになります。こちらについては、千葉県の基本方針に沿った形でお

作りしてございます。また、33ページからは、新たに農業経営を営もうとする青年等が5年後に達成すべき目標としてお示ししております。

本日ご審議いただきます資料につきましては、法に基づきまして、農業委員会に諮問させていただいて、答申をいただき、その結果をもちまして、千葉県と協議するという形を予定しております。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を意見なしにて答申することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は意見なしにて答申することに決定しました。

議案第2号につきましては、議事が終了しました。

以上、審議案件は終了しました。

説明員の退室のため、しばらく休憩します。

(午前 10時45分)

(農政課担当者退室)

◎報告第1号

議長 休憩に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時47分)

次に、報告案件に移ります。日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告します。次第の5ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用の届出についてご報告します。次第6ページに3件ございます。内容につきましては、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。これをもって本総会を閉会します。

(午前 10時48分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員